

入間市税条例 改正要旨

〔 個人市民税 〕

<入間市税条例第34条の9、第38条、第41条、第44条、第47条、第47条の2、第47条の6>

◆ 森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備

- 森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加し、個人の市民税及び県民税に併せて国税である森林環境税を賦課・徴収する規定を設けるものです。

〔令和6年1月1日施行〕

<入間市税条例第36条の3の2>

◆ 扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

- 給与所得者の扶養親族等申告書について、記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、その異動がない旨の記載に簡素化することができるものです。

〔令和7年1月1日施行〕

〔 軽自動車税 〕

<入間市税条例第82条>

◆ 三輪以上の特定小型原動機付自転車の種別割区分の見直し

- 種別割区分について、三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるものの区分から特定小型原動機付自転車を除外し、総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のものの区分とするものです。

〔令和5年7月1日施行〕

<入間市税条例附則第15条の2の2、第16条の2>

◆ 自動車メーカー等の不正行為に関する軽自動車税の加算割合の変更

- 税制上の再発防止策を強化するため、燃費・排ガスの不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納付不足額を徴収する際に加算する割合が10%であったものを35%に引き上げるものです。

〔令和6年1月1日施行〕

〔 固定資産税 〕

<入間市税条例附則第10条の2、第10条の3>

◆ 固定資産税の税額の特例割合を定める規定の追加

- 固定資産税の課税標準又は税額の特例割合を条例に委任する「地域決定型地方税制特例措置」（通称：わがまち特例）の対象が追加されたため、条例でその割合を定めるものです。また、特例の適用を受けようとする者が提出する書類及び提出期限を規定するものです。

	対象	地方税法による割合の範囲	条例で定める減額割合
税額の特例	<附則第10条の2第27項>	<地方税法附則第15条の9の3第1項>	
	<p>令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に一定の大規模修繕工事を実施した管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、翌年度分の固定資産税を減額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・築後20年以上経過している10戸以上のマンションであること ・大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること ・長寿命化に資するための大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること <p>【家屋（固定資産税）】</p>	3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下	3分の1

[公布の日施行]

〔 その他 〕

<入間市税条例第36条の3の2、第38条、第41条、第44条、第47条、第47条の2、第47条の6、入間市税条例附則第10条の3>

◆ 地方税法等の改正に伴う引用条項の改正及び規定の整備